

公益性を取扱う仕組みのあり方に係る検討の主な視点（基本的な考え方）

主な視点	留意点
<p>基本的な考え方</p> <ul style="list-style-type: none"> - 公益性を取扱う仕組みの主な考え方 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 一般に、市場経済では十分に供給することが困難な財やサービスが存在するが、21世紀の社会システムにおいては、こうした財やサービスの供給について、政府部門よりもむしろ民間非営利部門による対応が一層求められるものもあり、新たな非営利法人はそうした役割を担い得る。 その際、公益性を有するに相応しい、規律のしっかりした法人が他と区別されれば、そうした法人が、寄附やボランティアといった私人の善意のより適切な受け皿となる。 その結果、こうした規律のしっかりした法人を他と区別する仕組みは、市場や政府では十分な供給が難しい財やサービスの安定的な供給に資することとなることから、社会全体として効率的である限り、創設が望ましい、との考え方 ・ また、このような仕組みは、同時に、寄附やボランティアといった私人の善意の受け皿となることを通じて、私人の公益的な活動を促進する意義がある、との考え方。 ・ 非営利法人制度創設の積極的な理念として、私人の自由な活動を盛んにすることが重要であり、このことが私人の公益的活動を促進させることにつながると考えられるが、その場合も、規律のしっかりした法人の存在により、結果として、より公益的活動が促進される、との考え方。 ・ こうした仕組みを特別の法律（税法を除く）により特に設けない場合、結果として、公益性に着目した区別は、専ら税制上の観点から行われることとなる、との考え方。 ・ 何が公益であるかについて国家が判断するという考え方を脱却し、そもそも国等の機関が「公益性」に着目して他と区別を行わない、との考え方。

主な視点	留意点
<ul style="list-style-type: none"> - 仕組みのあり方 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 公益性の理念の設定、その理念をどう担保するか、それにどのような効果を結びつけるかといった点について、総合的に勘案して検討すべきとの指摘。 ・ 上記の考え方等を踏まえれば、公益性を取扱う新たな仕組みのあり方としては、大別して、次のように分けて検討することができるのではないか。 <ul style="list-style-type: none"> (1) 国等の機関が、「公益性」を有するものを他と区別して取扱う考え方。 <ul style="list-style-type: none"> ・ その際、公益性を取扱う仕組みに係る効果として、主としてどのような効果を念頭に置くか。 ・ 国等の機関が「公益性」を判断することは、法人の社会的信用を高め、公益的活動を促進することにつながるのではないか。 ・ 上記の仕組みの考え方を踏まえ、公益性を有するに相応しい、しっかりした規律の法人の受け皿となる仕組みを設けることとするのか。 <ul style="list-style-type: none"> A．こうした仕組みを、民法、新たな非営利法人法など税法以外の法律で規定することについて、どう評価するか。 <ul style="list-style-type: none"> - また、こうした仕組みを設けることとする場合、そうした規律のしっかりした法人について、法人の名称とは別に、何らかの呼称において他と区別するか。 <ul style="list-style-type: none"> これにより、一層そうした法人の社会的信用が高まり、その活動の促進に資することが期待されるとの考え方について、どのように評価するか。 B．専ら税制上の効果に着目し、税法以外に公益性を取扱う仕組みを特に設けないこととするについてどう評価するか。 <ul style="list-style-type: none"> この場合は、公益性を有する観点から、一般の非営利法人と異なる税制上の取り扱いを受けるという点で他と区別され得るもの（例えば、いわゆる税制適格非営利法人や税制適格事業といったもの）が結果的に生じることとなる。 - なお、この場合に期待される法人の社会的信用や公益的活動の促進への寄与について、A．との差異が生じるか。

主な視点	留意点
<ul style="list-style-type: none"> - その他 	<ul style="list-style-type: none"> ・ いずれにせよ、新しい非営利法人制度の下で、公益性を有することに伴う課税上の取り扱いがどのようになるかという点については、最終的には政府税調の場で検討されるべき課題。 (2) 国等の機関が「公益性」に着目して他と区別を行わないとの考え方。 <ul style="list-style-type: none"> - 「公益性」を判断する場合は民間機関が行うこととなるが、民間機関が「公益性」の判断主体となるということをどのように評価するか。 - この場合でも、第三者的な民間機関が非営利法人について公益性の観点から評価や格付を行うことは、法人の社会的信用を高め、公益的な活動の促進に資するとの指摘があるが、国等の機関が判断主体となる場合と差異が生じるか。特に、仮に「公益性」に着目して税制上の措置を含む特別な取扱いをする場合、その判断主体を民間機関に任せることに問題はないか。 - この場合、民間機関が公益性を判断したものについて、課税上の取扱いはどうなるか、といった点があるが、いずれにせよ、最終的には政府税調の場で検討されるべき課題。 ・ 「公益性」の捉え方について、法人の事業に加え、法人の目的・法人に必要な規律にも着目した上で、法人ごとに「公益性」の判断を行うこととするのか、専ら事業のみに着目して「公益性」の判断を行うこととするのか、といった点についても、併せて検討する必要があるのではないか。 ・ 必要に応じ、諸外国の制度も参考にしつつ、制度を検討していくべきではないか。